

# ○須高行政事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程

(令和2年3月27日訓令第1号)

(趣旨)

**第1条** この規程は、須高行政事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年規則第3号)第2条の規定に基づき、[須坂市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則\(令和元年須坂市規則第18号\)](#)の規定により、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休暇等に関する基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間及び休暇等に関する基準)

**第2条** 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準については、[須坂市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程\(令和元年須坂市訓令第3号\)](#)の例による。

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。